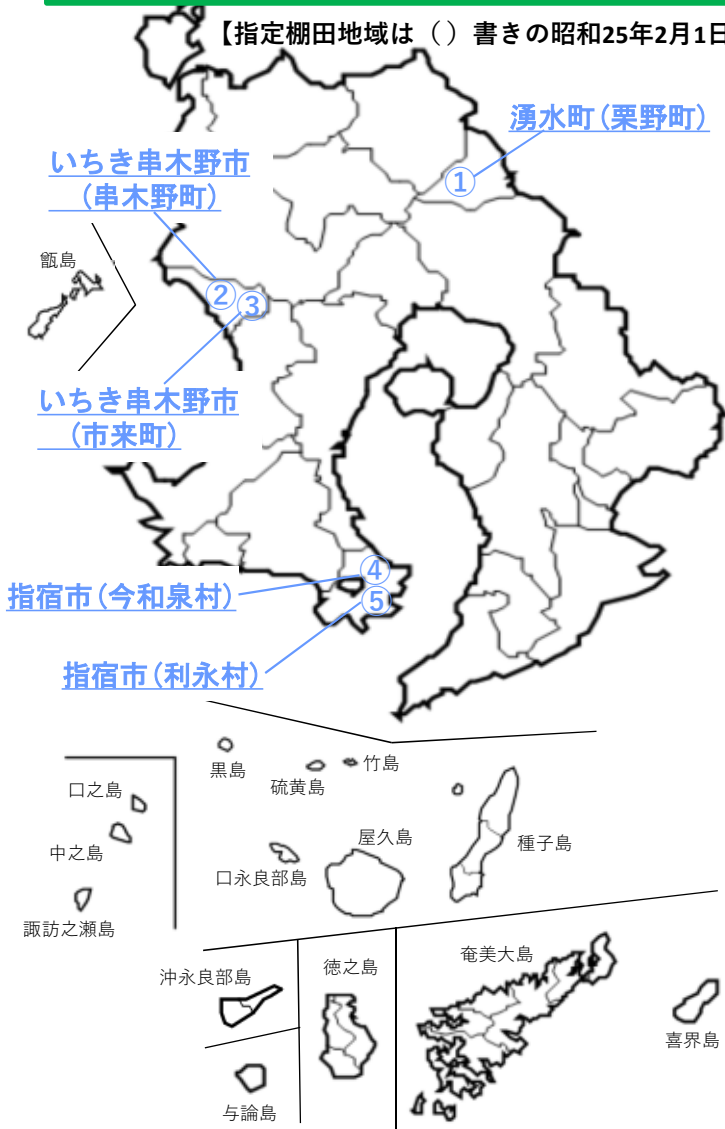


指定棚田地域（鹿児島県内では五つの棚田地域が指定）

- 棚田地域は、農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の**多面にわたる機能を有する**。
- しかしながら、棚田の保全には、その地形的な条件不利性等から多大なコストを要するのが実情であり、農業の担い手の減少、高齢化の進展もあいまって、**棚田が荒廃の危機に直面**。
- このため、棚田地域振興法（令和元年8月施行）に基づき、**棚田地域の振興のための支援を実施**。

【指定棚田地域は（ ）書きの昭和25年2月1日における市町村区域】



① 栗野町：幸田の棚田ほか
(令和2年5月20日指定)



② 串木野町：おごっ段の華の棚田ほか
(令和2年5月20日指定)



③ 市来町：舟川前
(令和2年6月16日指定)



④ 今和泉村：新永吉の棚田
(令和3年6月21日指定)



⑤ 利永村：尾下の棚田
(令和3年6月21日指定)

